

令和5(2023)年度諮問(情)第11号
答申(情)第122号

「警察官の処分結果に係る公文書非開示決定に関する審査請求」に
ついての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和5（2023）年7月12日付けで、「〇〇年にA警察署刑事課の取調室内で私に平手打ちなどの暴行や職権濫用などの警察官の事件に係る加害警察官の処分が記載された公文書「B警部補・C警部補・（その他数名の警察官）」について公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、対象となり得る公文書が条例第10条に該当する公文書と認め、令和5（2023）年7月26日付けで、文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否する公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和5（2023）年8月22日付けで栃木県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年11月21日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

本件処分は、法の下での平等や知る権利の侵害であり、憲法第21条や情報公開法第1条の規定に違反しており違法である。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求内容とその性格について

- (1) 本件開示請求は、審査請求人がA警察署の取調室において、警察官から暴行や職権濫用等の被害を受けたとして被害届を提出した件について、対象警察官の処分結果が記載された公文書（以下「本件公文書」という。）の

開示を求めているものと認められる。

- (2) 本件開示請求の内容では、当該公文書の存否を答えることにより、審査請求人が何らかの事件の関係者として捜査対象となったか否か、及び捜査の過程で暴行や職権濫用等の被害を受けて被害届を提出したか否かの事実を答えたことと同様の結果になるものと認められる。

2 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（略）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。
- (2) 個人に関する情報に該当するかどうかは、開示請求者の如何を問わずに判断するものであり、個人に関する情報を当該個人が請求した場合であっても開示することはできない。
- (3) 本件開示請求の内容について公文書を特定し決定を行うことは、請求人が何らかの事件の関係者として捜査対象となったか否か、捜査の過程で暴行や職権濫用等の被害を受けて被害届を提出したか否かの事実を答えることと同様の結果となり、これは個人に関する情報であつて、特定の個人が識別される情報であるため、条例第7条第2号に該当する。

3 条例第7条第2号ただし書の該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、同号ただし書ア、イ又はウに該当する情報は、個人に関する情報であっても開示しなければならないものとしている。
- (2) 同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」と規定しているが、本件開示請求に係る情報は、これまで公にされたことはなく、また、今後も公開することが予定された情報ではないことから、該当しない。
- (3) 同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」と規定している。これは、個人の権利利益は手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優先する公益性があるときは開示するとの趣旨である。本件開示請求に係る個人情報、審査請求人が捜査対象となったか否か、捜査の過程で被害を受けて被害届を提出したか否かという情報が記載された公文書であり、その性質から一般的には他人に知られたいくない秘匿性の高い情報であると認められ、本件開示請求において、これを非開示とすることによって保護される個人の権利利益と開示されることで確保される公益性を比較衡量しても、後者を優先する事情は見当たらないことから、該当しない。

- (4) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しているが、本件開示請求は、その性質上、該当しない。

4 存否応答拒否について

- (1) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- (2) 本件開示請求の対象となり得る公文書は、その存否を明らかにするだけで条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することになることから、条例第10条を適用し、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した非開示決定を行ったものである。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分は、条例第7条第2号及び第10条を根拠に決定したものであり、違法な点はない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。
- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

- (1) 本件公文書について

本件開示請求は、審査請求人が過去に警察署の取調室で、警察官から暴行や職権濫用等の被害を受け被害届を提出したことについて、対象警察官の処分結果が分かる公文書の開示を求めていると考えられる。

これに対して実施機関は、本件処分（存否応答拒否）を行っていることから、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 公文書の存否を応答することで開示される情報について

ア 本件公文書が存在することを示した場合

審査請求人は、過去に事件の捜査対象となったこと及び被害を受けて被害届を提出したことがあったことを示すことになる。

イ 本件公文書が存在しないことを示した場合

審査請求人は、事件の捜査対象になっていないこと又は被害届を提出していないことのいずれかがあったことを示すことになる。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

上記(2)ア及びイで述べた情報は、審査請求人に関する情報であり、条例第7条第2号本文で規定する個人に関する情報と認められる。

また、当該情報は、非開示情報であっても開示すべき旨規定している同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、存否を応答することで開示される情報は、同号に規定される非開示情報である。

(4) 存否応答拒否について

本件開示請求は、本件該当公文書が存在すると答えた場合でも存在しないと答えた場合でも、上記(3)のとおり条例第7条第2号の非開示情報を開示することになると認められる。

したがって、本件開示請求は、条例第10条に該当する。

(5) まとめ

よって、本件開示請求に対し、本件公文書の存否を回答することができないとして本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023) 年 11 月 21 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 6 (2024) 年 7 月 10 日 (第62回審査会第 3 部会)	・ 事務局から概要について説明 ・ 第 1 回審議
令和 6 (2024) 年 8 月 7 日 (第63回審査会第 3 部会)	・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ 男女共同参画センター所長	第 3 部会部会長 職務代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	第 3 部会部会長
藤 田 明 子	弁護士	
町 田 明 久	株式会社下野新聞社 常務取締役主筆	

(五十音順)